

「政策・制度要求と提言」（西和賀町）

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対策等について

- (1) 県、近隣市町村と連携し、感染予防、必要な検査、ワクチン接種、医療体制に万全を期し、住民の不安が生じないようにすること。
- (2) 感染者とその所属企業団体等や、いわゆるエッセンシャルワーカーが、誹謗中傷や差別・偏見を受けることがないよう啓発等を強化すること。
- (3) 経済的影響を受けている企業、事業主、NPO法人等が、事業継続と雇用維持ができるよう商工団体等と連携を図り各種助成金制度等の周知徹底を図るとともに、自治体独自の支援策を拡充すること。
- (4) 解雇等が発生した場合、ハローワーク、岩手産業雇用安定センターなどと連携し、働く場の確保に万全を期すこと。
- (5) 解雇や離職による生活困窮者・世帯に対する相談支援体制の強化を図ること。

2. 労働者施策について

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。
- (2) 障がい者雇用、UIJターンの推進、就職氷河期世代を含めた若年雇用対策の強化を図ること。
- (3) 最低賃金引上げに向けた中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。
- (4) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、西和賀町においても労働者の声を町政に反映させるため、各種審議会等に（継続して）労働者代表を参加させること。
- (5) 会計年度任用職員等の自治体で働く非正規公務員の労働条件を改善すること。また、本人の意に反した解雇や雇い止めをしないこと。
- (6) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」（協調倍率制度）を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。
- (7) 自治体が率先して男性の育児休暇取得を促進すること。
- (8) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現をめざすこと。
- (9) 町政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

3. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。
- (2) いわゆる「子ども食堂」を実施する団体等に対する支援を強化するとともに、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。
- (3) 児童虐待防止や保護者への支援、子どもを守る体制強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への専門職員の配置等をすすめること。
- (4) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるよう提供体制を整備すること。
- (5) 自殺者が増加し、特にも若者、女性の割合が高いとされていることから、自殺予防対策、相談支援体制を強化すること。
- (6) 地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。
- (7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者に周知徹底すること。

4. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」「無利子奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。
- (2) 子どもの貧困や「ヤングケアラー」に関する実態を把握し、必要な支援を行うこと。
- (3) 就学援助制度について、必要な世帯に周知を徹底するとともに、準要保護の対象水準を引き下げないこと。また市町村間の格差が生じないよう拡充を図ること。さらに「生理の貧困」が社会問題になっていることから、町立学校の保健室に生理用品を常備し、必要な児童生徒に配布すること。
- (4) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置か学校の意見を十分に踏まえて検証と対策を行うこと。

また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要

に応じて十分な予算措置を行うこと。

- (5) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し教育の質的向上を図ること。
- (6) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。
- (7) 地域における子どもの居場所づくりを含め、子どもの多様な選択を保障できる総合型地域部活動の取り組みを各団体と連携しながら整備すること。

5. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後も必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけるとともに、被災者等の「心のケア」を継続すること。
- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。また、ハザードマップの作成においては必要情報の精査と掲載方法の一層の工夫をすること。
- (3) 防災計画の策定や避難所運営に女性の声が十分取り入れられるよう対策を講じること。
- (4) 利用者の安心・安全に懸念が大きい、いわゆる「ライドシェア」は導入しないこと。
- (5) 国道 107 号線の仮設道路設置にあたっては、安全かつ早期に通行出来るよう国や県などと連携し、併せて本復旧へ向けた具体的工法についても早期に決定し、着工出来るよう進めること。

6. ハラスメント対策等について

- (1) あらゆる職場でパワハラ、セクハラ等あらゆるハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）に関する偏見に基づく言動の払拭のための対策を強化すること。
- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。
- (3) 自治体におけるパワハラ指針の策定をすすめるとともに、セクハラ指針の改正の周知と徹底を図ること。

以上